

備前市松割木支給事業

備前市では、市内の若手備前焼作家を支援するため、窯焚き用の松割木を支給しています。

【対象者、条件】

- (1) 市内に住所を有し、備前焼を作陶し販売している者(窯元、陶商は除き、複数人で窯焚きを行うものを含む)
- (2) 申請時に概ね50歳以下である者
- (3) 窯焚きを申請日以前、1年間程度行っていないこと
- (4) 当該年度中に窯焚きを行う予定で、年度末までに窯焚きを行い、実績報告を出すこと(支給日により窯焚きが年度を越える場合はこの限りではない)
- (5) 市税の滞納がないこと



※窯焚きとは・・・

登り窯、穴窯、角窯等で主に松割木を燃料とする設備を使用し、備前焼の焼成を行うことをいう。

【支給品】

- (1) 支給する松割木の数量は、1回の窯焚きに要する数量、または500束のいずれか少ない数量とする
- (2) 松割木は赤松とし、概ね長さ約60cm、直径約18cmの割木を針金等で6個程度を結束し、8～10kg程度の重さのものを1束とする
- (3) 松割木に含まれる成分や乾燥の度合いについて市は保証するものではない

【募集・支給期間】

- ・希望者は支給申請書を市備前焼振興課に提出
- ・松割木の在庫状況等を考慮し、内容を審査の上、松割木支給決定により支給開始
- ・当該支給対象である窯焚きが完了したときは、実績報告書を市に提出

※予算の範囲内で交付決定を行い、予算が無くなり次第終了します。

※松割木の納入には、発注して約2カ月程度かかる場合があります。



【お問い合わせ先】〒705-8602 備前市東片上126 備前市文化観光部備前焼振興課

TEL 0869-64-1887 Mail bzbizenyaki@city.bizen.lg.jp